

社会福祉法人宏量福社会

母子生活支援施設

野菊荘要覧

〒615-0092 京都市右京区山ノ内宮脇町9-2

TEL 075 (803) 0828

FAX 075 (801) 9735

<http://www.nogiku.gr.jp/>

E-MAIL nogiku@nogiku.gr.jp

平成21年4月1日 現在

要 覧

所 在 地	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2	
敷 地	1, 273㎡ (通路、遊び場など共同使用地あり)	
建 物	鉄筋コンクリート4階建	
	1階床面積	492.314㎡
	2階床面積	465.314㎡
	3階床面積	465.314㎡
	4階床面積	465.314㎡
	延床面積	1888.722㎡
	賃借物件	シェルターさくら (一時保護) 約 27㎡ シェルターつばき (一時保護) 約 33㎡
設 備	◎母子室	31室
	Aタイプ	6室 (3DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ)
	Bタイプ	9室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ)
	Cタイプ	10室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ)
	Dタイプ	6室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ)
	◎事 務 所	◎応 接 室
	◎集 会 室	◎ロ ビ ー
	◎宿 直 室	◎保 育 室
	◎高学年学習室	◎学 習 室 (2室)
		◎医 務 室
		◎相 談. 談 話 室
		◎調 理 室
		◎倉 庫
沿 革	昭和17年 3月	落成開寮 (恩賜財団軍人援護会)
	同 日	名称 平安寮 授産施設 保育室併設
	終 戦 後	社会事業法届出
	昭和25年10月	同胞援護会経営
		京都府に移管 名称を平安母子寮、
		平安保育所と改める。
	昭和34年 7月	財団法人京都民生会に委譲
		山ノ内母子寮、山ノ内保育所と名称変更。
	昭和34年 7月	山ノ内診療所併設
	昭和55年 1月	社会福祉法人宏量福祉会設立認可
		社会福祉法人の認可にともない山ノ内
		母子寮の経営を宏量福祉会に移管
	昭和56年 3月	山ノ内母子寮 (野菊荘) 全面改築
		(定員30世帯、緊急一時保護3世帯)
	昭和59年10月	山ノ内児童館の運営受託
		(44年3月学童保育所を開設)
	平成10年 4月	改正児童福祉法の施行
		施設名称を野菊荘と改める
	平成12年11月	野菊荘内外装リフレッシュ工事

目的 本施設は児童福祉法第38条により設立されたもので、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

入所処置 児童福祉法第23条の規定に該当する母子世帯で、福祉事務所に入所申請を行い受理された者。

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあっせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。

機能 当施設は児童福祉に重点を置いた福祉施設で、母子の人間形成と社会適応を図る福祉的自立援助を果たす施設である。戦前の施設は遺家族母子、戦後は戦災、引揚、浮浪母子を対象を拡大した戦後処理的援護施設としての役割を果たしてきた。近年施設利用者に未婚母子や協議・調停離婚、夫の行方不明、遺棄、サラ金、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待による崩壊家庭、そのために緊急保護を必要とする母子家庭が増えている。これらの家庭崩壊原因や生活環境の不健全さも要因となつて、情緒不安定な母子、問題行動を起こす児童、発育段階の遅れた乳幼児、育児に不安を抱える母親等が多くなってきている。

従って、母子生活支援施設は親子が安心して生活が出来る環境を保障するとともに、傷ついた生活を癒し、心身両面において援助し、夫、借金などの問題を解決すると共に、経済の安定・生活の安定・養育の安定をめざす。職員は母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家族世帯に対する自立支援を行い、母子が自立退所し安心安定して愛情あふれる家庭作りができることを目指して支援を行う。

緊急一時保護 緊急一時保護は福祉事務所又は配偶者暴力相談支援センターからの依頼を受け実施する。施設への直接相談については施設長が受けいれを決めすみやかに福祉事務所又は配偶者暴力相談支援センターに連絡する。

野菊荘は、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。その為に母子生活支援施設は、母と子の主体性を尊重した自立への歩を支えると共に、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことを目指します。

1. 基本理念 母子生活支援施設は、母と子の権利と尊厳を擁護します。
2. パートナーシップ 母子生活支援施設は、母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。
3. 自立支援 母子生活支援施設は、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともしながら、母と子を支えることをめざします。
4. 人権侵害防止 母子生活支援施設は、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。
5. 運営・資質の向上 母子生活支援施設は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。
6. アフターケア 母子生活支援施設は、母と子の退所後も、地域での生活の営みを見守り、関わりを持ち、生活を支えることをめざします。
7. 地域協働 母子生活支援施設は、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします。

代表者(役員,) 理事長
 芹澤 栄之 理事 藤田 ヒサエ
 理事 大和 正克 理事 柳本 久雄
 理事 山川 美潮 理事 芹澤 出
 理事 谷 章子 監事 長谷川 佐喜男
 理事 矢野 武也 監事 畑 弘子

代表者(職員,) 施設長 芹澤 出 事務作業員 森田 容子

母子支援員 安部真由美	児童支援員 伊崎 友絵
母子支援員 今田 利美	児童支援員 大下 加奈子
母子支援員 川崎今日子	児童支援員 小川 祐美
母子支援員 佐々木絢子	児童支援員 喜來 順司
母子支援員 廣地 麻衣	児童支援員 小西 真由美
母子支援員 山本 一乃	児童支援員 高井 有紀
心理専門員 柏谷 香織	嘱託医 安威 康夫
	他(派遣清掃員 各1名)

定 員 30世帯（ほかに緊急一時保護3世帯）

運 営 方 針 1. 子育てと母子相談、必要に応じ緊急一時保護

2. 母子の支援

- ① 家事、金銭面に対する生活援助
- ② 育児支援
- ③ 就労支援（技能修得訓練校）
（パソコン・ワープロ・インターネット体験）
- ④ 精神的安定のための援助
- ⑤ 子ども相談室（専門カウンセラーによるカウンセリング）
- ⑥ 夫婦関係（主として妻側から）の調整
- ⑦ 離婚や借金等の法律に関わる相談と問題解決への援助
- ⑧ 母子関係の調整
- ⑨ 乳幼児保育（補完保育、病後児保育、一時・リフレッシュ保育、）
- ⑩ 母親自治会の組織指導（母の会役員会）及び地域との交流
- ⑪ 保健衛生（健康相談、予防注射、美化）
- ⑫ 警防訓練（災害避難訓練、定期的防火、消防署の出張指導）
- ⑬ 海水浴・キャンプ、その他レクリエーション、
スポーツ活動、観劇、バザー、誕生日会、その他
- ⑭ 退所世帯へのアフターケア
- ⑮ 機関誌（あゆみ月1回、野菊会便り年2回、文集の発行）

3. 児童の支援、援助

- ① 学童保育を行い、学校生活や施設内生活での人間関係に対する
援助
- ② 個別、集団を通しての情緒安定のための援助
- ③ 子ども同士、家庭、集団生活を通してマナー等の調整援助
- ④ 学習指導（学校の課題、自由勉強）
- ⑤ 個別学習指導（高学年以上、少人数での学習会）
- ⑥ 間食支援
- ⑦ 子ども自治会の組織運営（小学生自治会、中学生自治会）
- ⑧ パソコン体験（インターネット）

4. ボランティア活動の受け入れとその調整

施 設 利 用 者 状 況

平成21年4月1日現在

世 帯 構 成

(1) 在籍世帯数 入所 30世帯 (定員30世帯)
 緊急一時保護 2世帯

(2) 人 員 数 入所 80名 (1世帯平均2.7人)
 緊急一時保護 3名

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
世帯数	0	15	10	5	0	0	30
%	0	50	33.3	16.7	0	0	100

(3) 世帯主平均年齢 36才 (最低21才 最高50才)

年齢	人員数	年齢	人員数
16才～20才	1	41才～45才	4
21才～25才	2	46才～50才	1
26才～30才	5	51才～55才	1
31才～35才	7	56才～60才	0
36才～40才	9	61才～65才	0
		合計	30

(4) 児童年齢と就学状況

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
男	1	1	0	2	0	1	3	2	3	1	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	21
女	3	1	1	1	0	2	3	1	2	2	3	2	1	3	1	2	1	0	0	0	29
計	4	2	1	3	0	3	6	3	5	3	4	5	3	4	1	2	1	0	0	0	50

区 分		児童数	%
乳 幼 児		13	26.0
小学生	低学年	9	52.0
	中学年	8	
	高学年	9	
中 学 生		8	22.0
高 校 生		3	
そ の 他		0	

母子家庭の様態

(5) 離別理由 (子どもが複数の場合は末子の実父との離別理由)

	理 由	世帯数	合 計
生 別	未 婚 の 母	4	29世帯 96.7%
	協 議 離 婚	18	
	離 婚 調 停 (含審判)	7	
	遺 棄 他	0	
死 別	病 気	1	1世帯
	交 通 事 故 他	0	3.3%

生別の分析

理由	人数	%
生計破綻	3	10.3
夫の暴力(虐待)	22	76.0
女性問題	0	0
性格の相違	1	3.4
遺棄不明	2	6.9
その他	1	3.4
合計	29	100.0

職業・収入

(6) 職 業

職 種	工 員	清掃員	調理師 (補助)	雑 役	店 員	販売員	専門職	計
正社員	0	0	0	0	0	0	0	0
パート	2	1	0	2	4	1	1	11

就 職 者	11名	36.7%
求 職 者 (含 通院中)	19名	63.3%
職業訓練校	0名	0%

(7) 収 入

平均 75,000円

区分	基 本 給	人員数	%
1	1.0万円以下	0	0.0
2	1.0万円以上～ 2.0万未満	1	9.1
3	2.0万円以上～ 3.0万未満	0	0.0
4	3.0万円以上～ 4.0万未満	0	0.0
5	4.0万円以上～ 5.0万未満	1	9.1
6	5.0万円以上～ 6.0万未満	0	0.0
7	6.0万円以上～ 7.0万未満	1	9.1
8	7.0万円以上～ 8.0万未満	1	9.1
9	8.0万円以上～ 9.0万未満	4	36.3
10	9.0万円以上～ 10.0万未満	2	18.2
11	10.0万円以上～ 11.0万未満	0	0.0
12	11.0万円以上～ 12.0万未満	0	0.0
13	12.0万円以上～ 13.0万未満	0	0.0
14	13.0万円以上～ 14.0万未満	0	0.0
15	14.0万円以上～ 15.0万未満	0	0.0
16	15.0万円以上～ 16.0万未満	0	0.0
17	16.0万円以上～ 17.0万未満	0	0.0
18	18.0万円以上～ 19.0万未満	1	9.1
計		11	100.0

(8) その他の経済状況

生活保護世帯 (含申請中)	20世帯	66.7%
経済的自立世帯	10世帯	33.3%
養育費	1世帯	3.3%
児童扶養手当	25世帯	83.3%
特別児童扶養手当	4世帯	13.3%
児童手当	27世帯	90.0%
障害児福祉手当	0世帯	0.0%
障害基礎年金	1世帯	3.3%
遺族年金	1世帯	3.3%
社会保険	3世帯	10.0%
国民健康保険	9世帯	30.0%

(9) 心身の状況

◎心身障害児の状況

情緒不安定児	21名
(療育手帳交付児)	9名)
(身体障害児)	1名)

◎心身障害者の状況

身体障害者手帳交付者	0名
精神疾患者	11名
(精神障害者手帳交付者)	0名)
療育手帳交付者	5名
アルコール依存症	0名

(10) 在住期間

期 間	半年未満	半年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
世帯数	6	4	6	3	1	4	2	0	2
%	20.0	13.3	20.0	10.0	3.4	13.3	6.6	0	6.6

期 間	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	計
世帯数	0	0	0	1	1	0	0	0	30
%	0.0	0.0	0	3.4	3.4	0.0	0.0	0.0	100

(11) 入所理由 【10年間の統計】 (内縁関係の男性との理由も含む)

区分	死別				生別							合計
	病死	事故死	その他	小計	未婚	性格の 相違	DV 虐待	生計 破綻	遺棄	その他	小計	
H11	0	0	0	0	1	0	3	0	0	2	6	6
H12	0	0	0	0	1	0	6	0	0	4	11	11
H13	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0	7	7
H14	1	0	0	1	1	0	5	0	0	2	8	9
H15	0	0	0	0	0	0	6	1	0	5	12	12
H16	0	0	0	0	0	0	5	1	0	4	10	10
H17	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4
H18	0	0	0	0	1	0	11	1	1	0	14	14
H19	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	15	15
H20	0	0	0	0	0	0	6	2	0	3	11	11
計	1	0	0	1	4	1	65	7	1	20	98	99
%	1.0	0	0	1.0	4.0	1.0	65.7	7.1	1.0	20.2	99.0	100.0

(12) 退所理由 【10年間の統計】

年度/理由	公営住宅	結婚(復縁)	借家	自営	その他	計
H11	1	0	4	0	2	7
H12	0	1	8	0	2	11
H13	2	1	1	0	3	7
H14	1	2	4	0	0	7
H15	2	1	8	0	2	13
H16	1	0	7	0	2	10
H17	1	0	2	0	1	4
H18	4	1	3	0	5	13
H19	2	2	7	0	7	18
H20	4	1	1	0	2	8
計	18	9	45	0	26	98
%	18.3	9.2	46.0	0	26.5	100

(13) 職員の勤務 (年間変形労働時間制・フレックスタイム)

職種	区分	形態	勤務時間
母子支援員 児童支援員		早出	7:15～14:00
		中出	① 10:15～19:00 ② 13:00～19:00
		遅出	① 12:15～21:00 ② 13:15～22:00
作業員		日勤	8:30～17:15

宿直	週一人一回	22:00～ 7:15
日直	日曜・休日	① 9:00～17:00 ② 17:00～22:00

(14) 職員の主要業務

母子支援員 母子支援員は、母子の安心安定した生活と心身の健康のために支援を行い、①入所時の課題（DV、離婚、借金問題、その他）解決。②経済的安定（就労、各種手当等の申請、計画的家計運用）。③生活の安定（健康管理、食生活、衛生管理）。④子育ての安定（保育・養育・教育）の自立のためにその生活を支援する。⑤この他に関係機関との連携を図るとともに、退所者に対するアフターケアを行う。

児童支援員 児童支援員は、就学児童の生活・学習指導、子ども会、余暇等を集団的、個別的に支援する。子ども行事の立案・実施、DVや児童虐待など肉体的・精神的ダメージを受けている児童や、不登校・引きこもりなど問題を抱える児童に対する個別ケア等、子どもの自立（健全育成・成長）のための支援をおこなう。更にボランティア活動の受け入れや、退所児童のアフターケア、関係機関との連絡強化を図る。

事務作業員 事務・作業員は、会計、経理事務及び庶務を担当する職員であり、あわせて母子支援員や児童支援員の業務を補佐する。

(15) 平成20年度子育て・生活相談内容

相談件数93件

相談内容

1) 母子の生活	12件	5) 夫の暴力	58件
2) 離婚問題	2件	6) ギャンブル、サラ金	1件
3) 不登校	0件	7) 拘置	0件
4) 女性問題	0件	8) その他	20件

合	計	93件
---	---	-----

支援内容

1) 他府県施設を紹介	1件
2) 市内施設を紹介	1件
3) 婦人相談所を紹介	3件
4) 保護受入	20件
(措置入所 7件)	
(緊急入所後措置 3件)	
(緊急一時保護 10件)	
5) 福祉事務所を紹介	8件
6) 相談、アドバイスのみでおわる	57件
7) 入所辞退(問題解決)	3件

合	計	93件
---	---	-----

出身地(前住所)

1) 京都市内	41件
2) 京都府	9件
3) 他府県	40件
(大阪15 兵庫5 奈良4 滋賀3 三重3 広島1 静岡1 佐賀1 福岡1 鳥取1 茨城1 愛知1 東京1 岡山1 山梨1)	
4) 不明	3件

合	計	93件
---	---	-----